

令和7年
5月 報 号



永源寺



東近江警察署
永源寺駐在所
代表電話
24-0110

悪質商法の未然防止対策

悪質商法とは、一般消費者を対象に、組織的・反復的に敢行される商取引で、その商法自体に違法または不当な手段・方法が組み込まれているものです。



特定商取引等事犯

- ・悪質なりフォーム事犯：高齢者世帯を狙って屋根や床下、水回り等の無料点検を口実に突然訪問し、必要のない工事で高額な料金を請求する「点検商法」
- ・悪質な訪問購入事犯：不用品を買い取る口実で自宅を突然訪問し、自宅にある貴金属類やブランド品などを安く買いたたく「押し買い」等、特定商取引法に抵触する被害や関連する刑法犯罪被害が多く発生しています。

利殖勧誘事犯

- ・SNSを通じてメッセージを送りつけるなどして、社債、未公開株、ファンド、暗号資産関連への投資など、取引に伴う出資を勧誘する。
 - ・「〇年後には〇パーセントの利益が出ます。元本は保証します。絶対に損はしません。今が最後のチャンスです。」などと勧誘し、出資を募る。
- 等、県民の関心が高いテーマに便乗して出資名目でお金をだまし取るもので、その多くは、適切な出資金の運用がなされず、配当金も約束どおり受け取れません。

悪質商法の被害にあわないためのポイント

- ・すぐに契約せず、まず家族や友人など信頼できる身近な人に相談する。契約したら内容を確認して、それを明らかにした書面を受け取る。クーリング・オフ制度を覚えておく。
- ・身に覚えのない請求書が送られてきても、確認ができるまでお金を振り込まない。
- ・個人情報として犯罪グループに共有される危険性があるので、業者に家族構成や自宅の間取りや資産状況を教えない。
- ・突然の訪問では安易に自宅に入らず、その場では点検させたり契約をしない。

自転車の安全利用の推進

～自転車安全利用五則～

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は厳禁！
- ⑤ヘルメットを着用



命を守る！ ヘルメット

ヘルメットを着用しましょう。

令和5年4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化

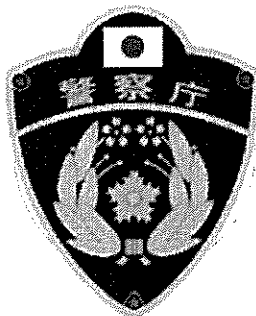


自転車のスマホ・酒気帯び禁止

携帯電話等のながら運転や酒気帯び運転の罰則強化(令和6年11月1日施行)



！速報！



警察に偽装した 電話番号に注意！

ここ最近、

実在する警察署の、本物の電話番号
を画面に表示させて電話をかけ、
詐欺に誘導する手口が急増しています。

警察から、あなたが捜査対象となっている
などと電話で伝えることはありません。

もしそのような電話があれば、詐欺です。

一旦、電話を切って、必ず東近江警察署又は
#9110に電話をしてください。

#9110は、警察の相談ダイヤルです。

あなたを詐欺から守ります。

東近江警察署 0748-24-0110